

## 指定校変更を認める事由の追加について

### 1 趣旨

教育委員会の定める学区において、指定学校までの距離が1.5キロメートルよりも長く、なおかつ隣接する学区の学校までの距離が指定学校までの距離よりも短い区域内に居住する児童・生徒について、その保護者が新入学時又は転入、転居時に当該隣接学区の学校への就学を希望する場合には、これを就学指定の変更をする相当の理由であると認め、現行の指定校変更許可基準に新たな事由として追加する。

### 2 追加する事由

事由	内容
特定区域	別表に定める特定区域に居住している場合で、同表に定める就学可能な学校に通学したい (新入学又は転入、転居時に限る)

別表

特定区域	指定学校	就学可能な学校
美堀町一丁目 13番から21番まで	拝島第二小学校	つつじが丘小学校 (瑞雲中学校に進学する場合に限る)
美堀町二丁目 1番から6番まで	拝島中学校	瑞雲中学校

### 3 実施時期

令和8年4月1日から

### 4 周知方法

- (1) 市公式ホームページ
- (2) 対象となる世帯への個別通知

(参考)

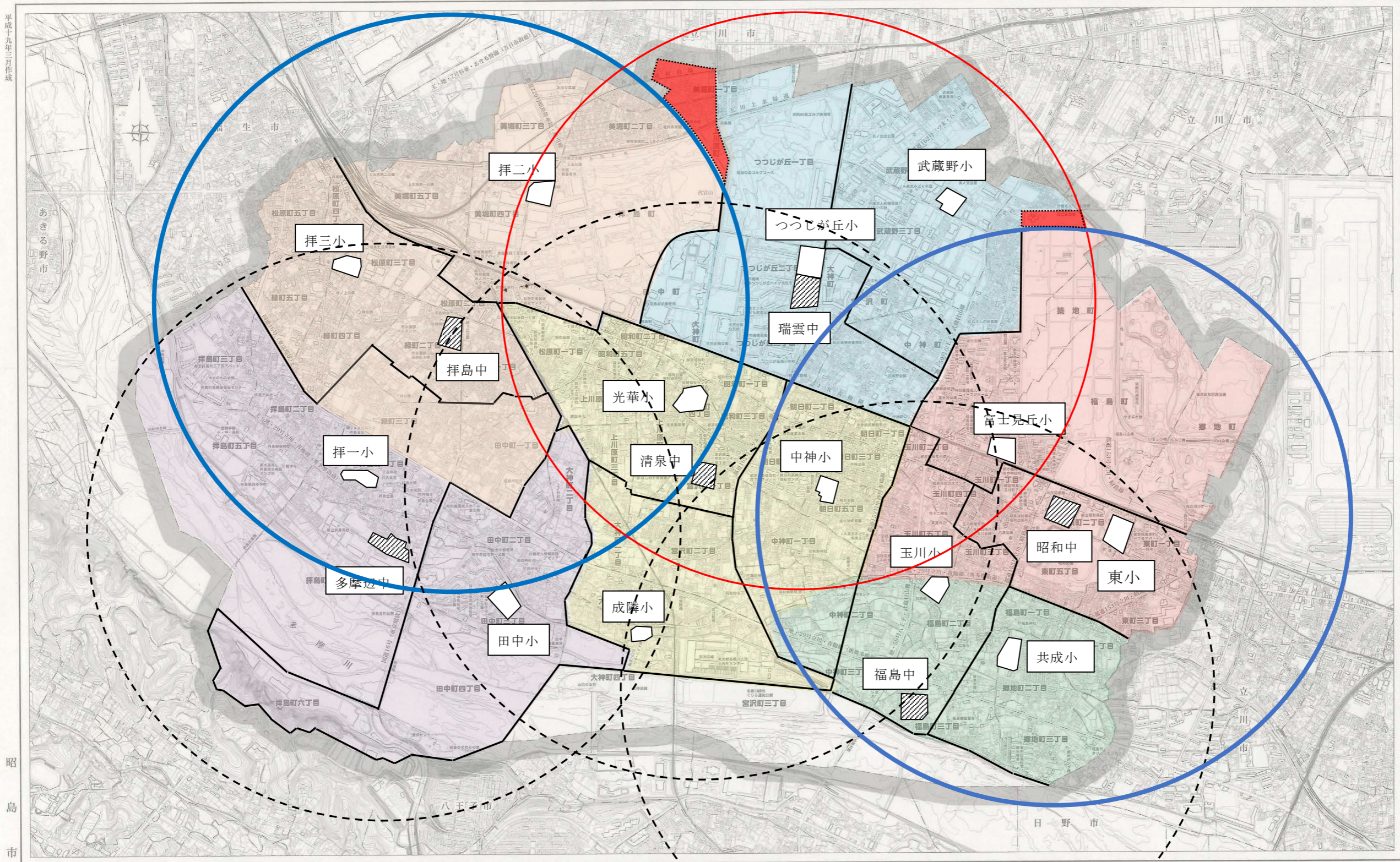
指定校変更許可基準

	事由	内容
1	転居予定	当該校の学区域に転居する予定がある
2	途中転居	入学後、学区域外に転居したが、継続して当該校に通学したい
3	兄弟関係 (市内在住者のみ)	当該校に在籍している兄弟姉妹と同じ学校に通学したい
4	放課後監護 (小学校低学年)	放課後、児童を監護する親族の住所がある学区域の学校に通学したい
5	身体的理由	心身の障害や病気等により当該校に指定学校を変更する必要がある
6	部活動関係	指定学校に希望する部活動が無い場合、一番近い学校で当該部活動がある中学校へ通学したい
7	指定学校変更の継続	小学校で指定学校変更の許可を受け、当該学区の中学校へ通学したい
8	教育的配慮	教育委員会が教育的配慮を要する正当な理由があると認める場合

# 昭島市立小中学校学区図

別紙1

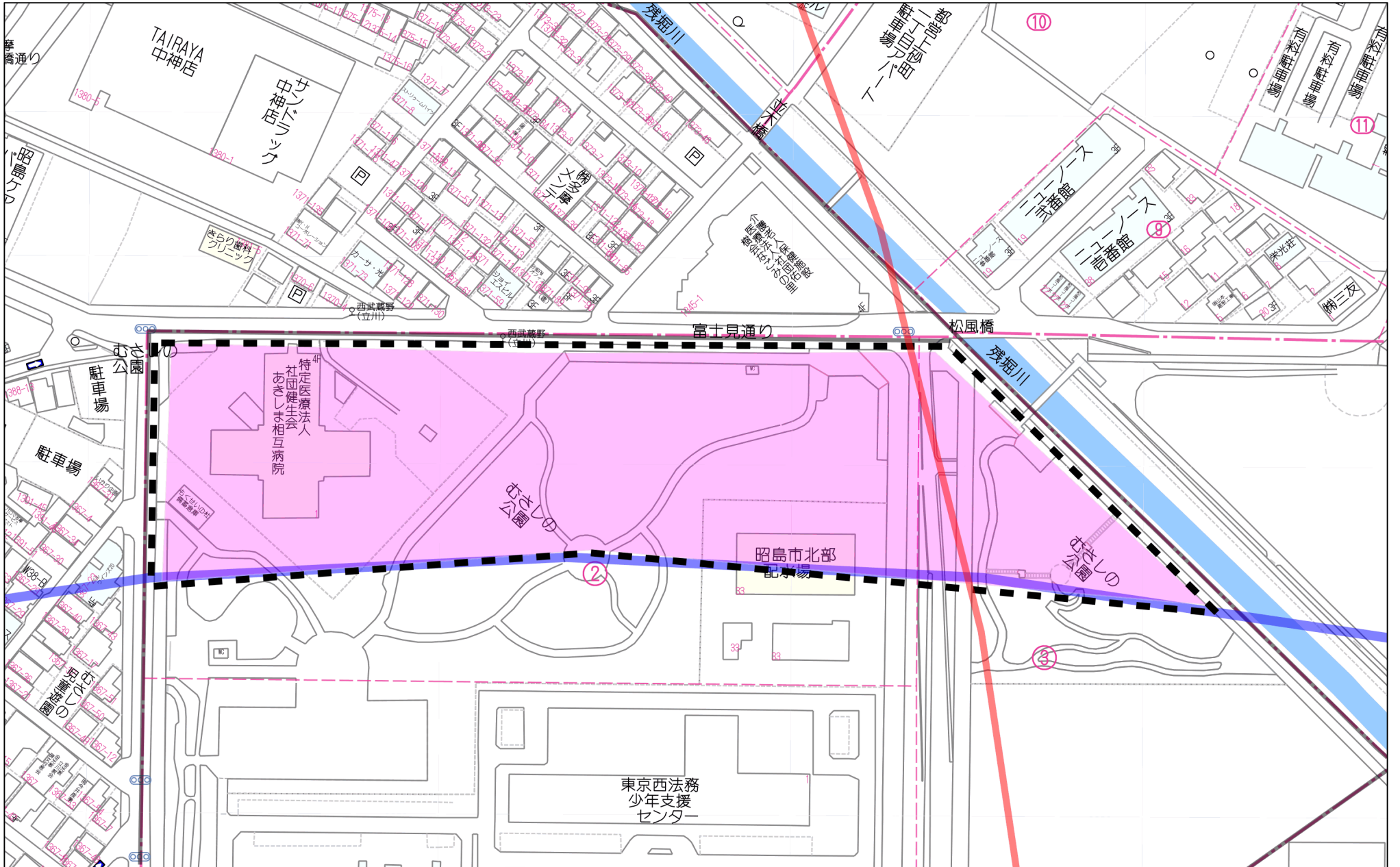
平成十九年三月作成



昭島市

※この地図は、東京府知事の承認を受けて、東京府縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。  
 (承認番号) 18 都庁第322号  
 ※この背景の地形図は、東京府都市整備局と東京デジタルマップ(株)が著作権を有しています。  
 (承認番号) 17 都庁第010号

1:20,000



80m

1:1830

